

平成 29 年 5 月 18 日

各 位

三 井 不 動 産 株 式 会 社

当社子会社における不適切な会計処理について

平成 29 年 5 月 17 日に一部報道がありました。下記のとおり当社子会社（三井不動産リフォーム株式会社）において一部不適切な会計処理が行われていたことが判明しております。

当社子会社においてこのような事態が生じたことに関し、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

当社子会社である、三井不動産リフォーム株式会社（以下、リフォーム社）におきまして、一部不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。

平成29年3月上旬、リフォーム社において不適切処理がある旨の通報があり、直ちに当社（三井不動産株式会社）において調査チームを設置し、外部の専門家の協力も得て調査を実施しました。

調査の結果、平成26年度と平成27年度におきまして、一部の未完成工事の売上について決算期をまたいだ前倒し計上と費用計上の先送りの処理があったことが判明しました。その金額は、営業利益ベースで平成26年度が約3.6億円、平成27年度が約6.7億円であり、平成26年度と平成27年度のリフォーム社の営業利益は、平成26年度で約3.6億円、平成27年度で約3.2億円下方修正される予定です。

この不適切会計処理に関与しました役員および従業員につきましては、事態を重く受け止め厳正な処分を行いました。

また、当社の平成28年度連結決算は、リフォーム社の不適切会計処理の影響を織り込んだものとなっており、リフォーム社の修正額が、平成26年度、平成27年度の当社連結決算に与える影響は軽微でありますので、過年度修正は行っておりません。

当社グループにおいて、昨年7月、三井ホーム株式会社にて同様の事象があったことを開示し、同社はその後再発防止策を策定し実施しております。

今回のリフォーム社における不適切会計処理については、当社は事態を重く受け止め、リフォーム社に対しコンプライアンスの徹底、再発防止策の策定・実行を指導するとともに、当社も含めグループ全体でコンプライアンスをより一層徹底してまいります。

以 上